

三井住友信託銀行(銀行代理業者 住信 SBI ネット銀行)住宅ローン契約規定(元金均等型)新旧対照表

2016年6月10日改定

新	旧
<p>規程名</p> <p>三井住友信託銀行(銀行代理業者 住信 SBI ネット銀行)住宅ローン契約規定(元金均等型)</p>	<p>規程名</p> <p>三井住友信託銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)住宅ローン契約規定(元金均等型)</p>
<p>文頭</p> <p>本規定は、三井住友信託銀行(銀行代理業者 住信SBI ネット銀行)住宅ローン(元金均等型)(以下「住宅ローン」といいます)を利用する個人(以下「お客さま」といいます)が、この「住宅ローン契約書」により、住信SBIネット銀行株式会社を銀行代理業者として、三井住友信託銀行株式会社(以下「銀行」といいます)と締結した住宅ローン契約(以下「本契約」といいます)にもとづくお借入に対し適用されます。</p> <p>(略)</p>	<p>文頭</p> <p>本規定は、三井住友信託銀行(代理店 住信SBIネット銀行)住宅ローン(元金均等型)(以下「住宅ローン」といいます)を利用する個人(以下「お客さま」といいます)が、この「住宅ローン契約書」により、住信SBIネット銀行株式会社を代理店として、三井住友信託銀行株式会社(以下「銀行」といいます)と締結した住宅ローン契約(以下「本契約」といいます)にもとづくお借入に対し適用されます。</p> <p>(略)</p>
<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>(略)</p> <p>6.借入金利の変更が行われる場合、銀行は、原則として、本条2項および3項の新借入金利の適用日の1ヵ月前までに新しい借入金利および新しい毎回返済額(元金・利息の内訳)などを銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の方法にて通知するものとします。</p>	<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>(略)</p> <p>6.借入金利の変更が行われる場合、銀行は、原則として、本条2項および3項の新借入金利の適用日の1ヵ月前までに新しい借入金利および新しい毎回返済額(元金・利息の内訳)などを銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定の方法にて通知するものとします。</p>
<p>第7条 固定金利の適用</p> <p>(略)</p> <p>固定金利を選択された場合、原則として、銀行はお客さまに対して最初に到来する約定返済日前までに借入金利・約定返済額等を銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の方法にて通知するものとします。</p>	<p>第7条 固定金利の適用</p> <p>(略)</p> <p>固定金利を選択された場合、原則として、銀行はお客さまに対して最初に到来する約定返済日前までに借入金利・約定返済額等を銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定の方法にて通知するものとします。</p>

<p>第 8 条 金利タイプの変更</p> <p>1.変動金利からの変更</p> <p>(1)変動金利が適用されている場合、延滞など特別な事情がない限り、約定返済日の前日の銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の時刻までに、WEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2)変動金利から固定金利への変更は、変動金利の適用期間中、前号の定めにより、いつでも行うことができるものとします。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 条 金利タイプの変更</p> <p>1.変動金利からの変更</p> <p>(1)変動金利が適用されている場合、延滞など特別な事情がない限り、約定返済日の前日の銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定の時刻までに、WEBサイトでの銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2)変動金利から固定金利への変更は、変動金利の適用期間中、前号の定めにより、いつでも行うことができるものとします。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(略)</p>
<p>第 8 条 金利タイプの変更</p> <p>2.固定金利からの変更</p> <p>(略)</p> <p>(2)固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限る、お客さまは、当該終了日の前日の銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の時刻までに、WEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定</p>	<p>第 8 条 金利タイプの変更</p> <p>2.固定金利からの変更</p> <p>(略)</p> <p>(2)固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限る、お客さまは、当該終了日の前日の銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定の時刻までに、WEBサイトでの銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定の適用期間より</p>

<p>の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(略)</p>	<p>短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(略)</p>
<p>第9条 繰上返済</p> <p>1.お客さまは、第5条に定める約定返済の他、WEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終回返済日以前に繰上返済をすることができるものとします。</p>	<p>第9条 繰上返済</p> <p>1.お客さまは、第5条に定める約定返済の他、WEBサイトでの銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終回返済日以前に繰上返済をすることができるものとします。</p>
<p>第9条 繰上返済</p> <p>2.一部繰上返済</p> <p>(略)</p> <p>(3)お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様にWEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作により行うものとします。</p>	<p>第9条 繰上返済</p> <p>2.一部繰上返済</p> <p>(略)</p> <p>(3)お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様にWEBサイトでの銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作により行うものとします。</p>
<p>第10条 返済条件の変更</p> <p>第8条および第9条の申込については、WEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定のお客さ</p>	<p>第10条 返済条件の変更</p> <p>第8条および第9条の申込については、WEBサイトでの銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操</p>

<p>まの操作により銀行に申し出るものとし、その申し出に対し銀行が承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。</p>	<p>作により銀行に申し出るものとし、その申し出に対し銀行が承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。</p>
<p>第 11 条 期限の利益の喪失</p> <p>(略)</p> <p>2. (7)本契約に関し、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。</p> <p>(略)</p>	<p>第 11 条 期限の利益の喪失</p> <p>(略)</p> <p>2. (7)本契約に関し、銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。</p> <p>(略)</p>
<p>第 14 条 団体信用生命保険</p> <p>(略)</p> <p>1.お客さまが<u>万一告知義務違反その他の理由</u>により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社または保険契約者に何らの異議を述べないものとします。</p> <p>2.お客さままたは連帯保証人は、お客さまに本条による保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に通知のうえその指示に従うものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第 14 条 団体信用生命保険</p> <p>(略)</p> <p>1. <u>お客さまが被保険者になれないこと、その他の理由</u>により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社または保険契約者に何らの異議を述べないものとします。</p> <p>2.お客さままたは連帯保証人は、お客さまに本条による保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に通知のうえその指示に従うものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第 15 条 特定疾病および重度慢性疾患のみ保障特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p> <p>1.お客さまが<u>万一告知義務違反その他の理由</u>により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社または保険契約者に何らの異議を述べないものとします。</p>	<p>第 15 条 特定疾病および重度慢性疾患のみ保障特約、債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p> <p>1. <u>お客さまが被保険者になれないこと、その他の理由</u>により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社または保険契約者に何らの異議を述べないものとします。</p>
<p>第 20 条 債権回収会社以外への債権譲渡</p> <p>(略)</p>	<p>第 20 条 債権回収会社以外への債権譲渡</p> <p>(略)</p>

<p>2.前項の規定により、銀行が債権を他に譲渡した場合、銀行および住信SBIネット銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含みます)の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)はこれを譲受人に交付するものとします。</p>	<p>2.前項の規定により、銀行が債権を他に譲渡した場合、銀行および住信SBIネット銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含みます)の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、銀行(代理店 住信SBIネット銀行)はこれを譲受人に交付するものとします。</p>
<p>第 21 条 危険負担・免責条項等</p> <p>(略)</p> <p>2.銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードまたは取引パスワードを銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、銀行および住信SBIネット銀行は責任を負いません。</p>	<p>第 21 条 危険負担・免責条項等</p> <p>(略)</p> <p>2.銀行(代理店 住信SBIネット銀行)が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードまたは取引パスワードを銀行(代理店 住信SBIネット銀行)の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、銀行および住信SBIネット銀行は責任を負いません。</p>
<p>第 22 条 告知、通知または照会の方法</p> <p>(略)</p> <p>2.届出のあったEメールアドレスまたは住所に宛てて銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)が通知を発信した場合には、お客さまの通信事情等の理由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>	<p>第 22 条 告知、通知または照会の方法</p> <p>(略)</p> <p>2.届出のあったEメールアドレスまたは住所に宛てて銀行(代理店 住信SBIネット銀行)が通知を発信した場合には、お客さまの通信事情等の理由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>
<p>第 23 条 届出事項の変更</p> <p>1.氏名、住所、電話番号、勤務先等その他銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに銀行(銀行代理業者 住信S</p>	<p>第 23 条 届出事項の変更</p> <p>1.氏名、住所、電話番号、勤務先等その他銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに銀行(代理店 住信SBIネット銀行)</p>

<p>BIネット銀行)に所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について銀行および住信SBIネット銀行は責任を負わないものとします。</p> <p>2.(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に書面で届け出るものとします。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</p> <p>(4) 本項 1 号から 3 号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>に所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について銀行および住信SBIネット銀行は責任を負わないものとします。</p> <p>2.(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に書面で届け出るものとします。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</p> <p>(4) 本項 1 号から 3 号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第 25 条 諸費用の負担および支払方法</p> <p>(略)</p> <p>2.前項各号に規定するお客さま負担の諸費用は、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の日までに返済用預金口座に預け入れるものとし、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)は所定の日、その金額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、銀行が受け取るものとします。ただし銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)が特に認めた場合には、お客さまによる振込など他の方法によることができるものとします。</p>	<p>第 25 条 諸費用の負担および支払方法</p> <p>(略)</p> <p>2.前項各号に規定するお客さま負担の諸費用は、銀行(代理店 住信SBIネット銀行)所定の日までに返済用預金口座に預け入れるものとし、銀行(代理店 住信SBIネット銀行)は所定の日、その金額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、銀行が受け取るものとします。ただし銀行(代理店 住信SBIネット銀行)が特に認めた場合には、お客さまによる振込など他の方法によることができるものとします。</p>
<p>第 29 条 報告および調査</p> <p>(略)</p>	<p>第 29 条 報告および調査</p> <p>(略)</p>

<p>2.お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に遅滞なく報告するものとします。</p>	<p>2.お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行(代理店 住信SBIネット銀行)に遅滞なく報告するものとします。</p>																														
<p>第 31 条 その他特約事項</p> <p>お客さまは銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他銀行および住信SBIネット銀行の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。</p>	<p>第 31 条 その他特約事項</p> <p>お客さまは銀行(代理店 住信SBIネット銀行)の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他銀行および住信SBIネット銀行の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。</p>																														
<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1.(2)株式会社日本信用情報機構</p> <table border="1" data-bbox="151 958 790 2020"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)</td> <td>下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)</td> <td>契約継続中および契約終了後 5 年以内</td> </tr> <tr> <td>取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)</td> <td>契約継続中および契約終了後 5 年以内</td> </tr> <tr> <td>債権譲渡の事実にかかる情報</td> <td>当該事実の発生日から 1 年以内</td> </tr> <tr> <td>この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)</td> <td>照会日から 6 ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>与信自粛申出、その他の本人申告情報</td> <td>登録日から 5 年間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間	契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中および契約終了後 5 年以内	取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後 5 年以内	債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から 1 年以内	この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	照会日から 6 ヶ月以内	与信自粛申出、その他の本人申告情報	登録日から 5 年間	<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1.(2)株式会社日本信用情報機構</p> <table border="1" data-bbox="821 958 1476 2020"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)</td> <td>下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)</td> <td>契約継続中および完済日から 5 年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)</td> <td>当該事実の発生日から 5 年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>延滞情報</td> <td>延滞継続中</td> </tr> <tr> <td>延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報</td> <td>当該事実の発生日から 1 年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)</td> <td>申込日から 6 ヶ月を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>与信自粛申出、その他の本人申告情報</td> <td>登録日から 5 年間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間	契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から 5 年を超えない期間	取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	当該事実の発生日から 5 年を超えない期間	延滞情報	延滞継続中	延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から 1 年を超えない期間	この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から 6 ヶ月を超えない期間	与信自粛申出、その他の本人申告情報	登録日から 5 年間
登録情報	登録期間																														
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間																														
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中および契約終了後 5 年以内																														
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後 5 年以内																														
債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から 1 年以内																														
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	照会日から 6 ヶ月以内																														
与信自粛申出、その他の本人申告情報	登録日から 5 年間																														
登録情報	登録期間																														
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間																														
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から 5 年を超えない期間																														
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	当該事実の発生日から 5 年を超えない期間																														
延滞情報	延滞継続中																														
延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から 1 年を超えない期間																														
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から 6 ヶ月を超えない期間																														
与信自粛申出、その他の本人申告情報	登録日から 5 年間																														

<p>(略)</p> <p>3.(1) 銀行が加盟する個人情報機関</p> <p>① 全国銀行個人情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html Tel :03-3214-5020</p> <p>② (株)日本信用情報機構 http://www.jicc.co.jp Tel :0570-055-955</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3.(1) 銀行が加盟する個人情報機関</p> <p>① 全国銀行個人情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html Tel :03-3214-5020</p> <p>② (株)日本信用情報機構 http://www.jicc.co.jp Tel :0120-441-481</p> <p>(略)</p>
---	---

2015年1月29日改定

新	旧
<p>第5条 約定返済</p> <p>(略)</p> <p>2. <u>お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます)にあたる場合、当該休日直後の銀行の営業日に返済するものとし、銀行は、これを約定返済日に返済したものととして扱います。</u></p> <p>3. <u>お客さまは毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の銀行の営業日とします)までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、本契約の締結をもって、住信 SBI ネット銀行に対し、銀行所定の引落日において返済用預金口座にある約定返済額相当額を払戻請求書無しに自動的に引落しのうえ、銀行へ支払うことを依頼しました。銀行は当該振替を受けることにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、住信 SBI ネット銀行は、その一部を引落すことなく、銀行は、返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、お客さまは、住信 SBI ネット銀行に対し、返済用預金口座の残高が、約定返済額の</u></p>	<p>第5条 約定返済</p> <p>(略)</p> <p>2. 約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます)にあたる場合は、当該休日直後の銀行の営業日を約定返済日とします。</p> <p>3. お客さまは毎月の約定返済日までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、本契約の締結をもって、住信 SBI ネット銀行に対し、<u>約定返済日</u>において返済用預金口座にある約定返済相当額を払戻請求書無しに自動的に引落しのうえ、銀行へ支払うことを依頼しました。銀行は当該振替を受けることにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、住信 SBI ネット銀行は、その一部を引落すことなく、銀行は、返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。お客さまは、住信 SBI ネット銀行に対し、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、住信 SBI ネット銀行の</p>

<p>ほか第9条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、住信 SBI ネット銀行の任意の順序により引落すことを依頼しました。</p> <p>4. お客さまは、本契約の締結をもって、住信 SBI ネット銀行に対し、毎回の約定返済額相当額の預け入れが第1項に定める日(第2項の適用がある場合は、第2項に定める日とします)より遅れた場合には、毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額を前項と同様自動的に引落しのうえ、銀行へ支払うことを依頼し、銀行は当該取扱いによる振替を受けることにより、返済に充当します。銀行からの委託にもとづき住信 SBI ネット銀行は、引落す遅延損害金の額を、WEB サイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>任意の順序により引落すことを依頼しました。</p> <p>4. お客さまは、本契約の締結をもって、住信 SBI ネット銀行に対し、毎回の約定返済額相当額の預け入れが各約定返済日より遅れた場合には、毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額を前項と同様自動的に引落しのうえ、銀行へ支払うことを依頼し、銀行は当該取扱いによる振替を受けることにより、返済に充当します。銀行からの委託にもとづき住信 SBI ネット銀行は、引落す遅延損害金の額を、WEB サイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>1. 借入金利は、銀行の短期プライムレート(短期貸出最優遇金利)(以下いずれも「短プラ」といいます)を基準とし、短プラの変動に伴って以下に定めるところにより変更されるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>5. 銀行は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本条1項で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、銀行が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。</p> <p>(略)</p>	<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>1. 借入金利は、銀行の短期プライムレート(短期貸出最優遇金利)(以下いずれも「短プラ」といいます)を基準とし、短プラの変動に伴って以下各号に定めるところにより変更されるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>5. 銀行は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本条1号で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、銀行が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。</p> <p>(略)</p>
<p>第8条 金利タイプの変更</p> <p>2. 固定金利からの変更</p>	<p>第8条 金利タイプの変更</p> <p>2. 固定金利からの変更</p>

<p>(略)</p> <p>(2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限りに、お客さまは、当該終了日の前日の銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)所定の時刻までに、WEB サイトでの銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。<u>ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとし</u>ます。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限りに、お客さまは、当該終了日の前日の銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行) 所定の時刻までに、WEB サイトでの銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行) 所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(略)</p>
<p>第9条 繰上返済</p> <p>2. 一部繰上返済</p> <p>(略)</p> <p>(3) お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEB サイトでの銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとし、この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様に WEB サイトでの銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)所定のお客さまの操作により行うものとし、ます。</p>	<p>第9条 繰上返済</p> <p>2. 一部繰上返済</p> <p>(略)</p> <p>(3) お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEB サイトでの銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとし、この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、<u>利息計算の端数処理のため</u>、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様に WEB サイトでの銀行(代理店 住信 SBI ネット銀行)所定のお客さまの操作により行うものとし、ます。</p>

2014年2月24日改定

新	旧
個人信用情報機関への登録等	個人信用情報機関への登録等

1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が三井住友信託銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を	当該調査中の期間

1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が三井住友信託銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を	当該調査中の期間

受け、調査中である旨		受け、調査中である旨	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間
(2)株式会社日本信用情報機構		(2)株式会社日本信用情報機構	
登録情報	登録期間	登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から5年を超えない期間	契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	当該事実の発生日から5年を超えない期間	取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	当該事実の発生日から5年を超えない期間
延滞情報	延滞継続中	延滞情報	延滞継続中
延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年を超えない期間	延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年を超えない期間
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から6ヶ月を超えない期間	この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から6ヶ月を超えない期間
与信自粛申出、その他の本人申告情報	登録日から5年間	官報情報	宣告日又は決定日

2012年4月1日改定

新	旧
本規定は、 <u>三井住友信託銀行</u> (代理店 住信 SBI ネット銀	本規定は、 <u>住友信託銀行</u> (代理店 住信 SBI ネット銀行)

<p>行)住宅ローン(元金均等型)(以下「住宅ローン」といいます)を利用する個人(以下「お客さま」といいます)が、この「住宅ローン契約書」により、住信 SBI ネット銀行株式会社を代理店として、<u>三井住友信託銀行株式会社</u>(以下「銀行」といいます)と締結した住宅ローン契約(以下「本契約」といいます)にもとづくお借入に対し適用されます。本契約には、本規定の各条項のほか、別途契約する「<u>抵当権設定契約証書</u>」の規定、本契約に関する住信 SBI ネット銀行の WEB サイト(以下「WEB サイト」といいます)に掲示する住信 SBI ネット銀行の円普通預金規定、銀行取引規定などの定めが適用されるものとします。</p>	<p>住宅ローン(元金均等型)(以下「住宅ローン」といいます)を利用する個人(以下「お客さま」といいます)が、この「住宅ローン契約書」により、住信 SBI ネット銀行株式会社を代理店として、<u>住友信託銀行株式会社</u>(以下「銀行」といいます)と締結した住宅ローン契約(以下「本契約」といいます)にもとづくお借入に対し適用されます。本契約には、本規定の各条項のほか、別途契約する「<u>抵当権設定契約証書</u>」の規定、本契約に関する住信 SBI ネット銀行の WEB サイト(以下「WEB サイト」といいます)に掲示する住信 SBI ネット銀行の円普通預金規定、銀行取引規定などの定めが適用されるものとします。</p>
<p>第 16 条 <u>三井住友信託銀行</u>からの相殺</p> <p>1. <u>三井住友信託銀行</u>は、本契約による債務のうち各約定返済日が到来したもの、または第 11 条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、<u>三井住友信託銀行</u>のお客さまの預金その他債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。この場合、<u>三井住友信託銀行</u>は事前の通知および所定の手続きを省略し、諸預け金を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充当することができます。</p> <p>2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日の前日までとし、預金の金利については<u>三井住友信託銀行</u>の定めによるものとします。また、外国為替相場については<u>三井住友信託銀行</u>の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>	<p>第 16 条 <u>住友信託銀行</u>からの相殺</p> <p>1. <u>住友信託銀行</u>は、本契約による債務のうち各約定返済日が到来したもの、または第 11 条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、<u>住友信託銀行</u>のお客さまの預金その他債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。この場合、<u>住友信託銀行</u>は事前の通知および所定の手続きを省略し、諸預け金を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充当することができます。</p> <p>2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日の前日までとし、預金の金利については<u>住友信託銀行</u>の定めによるものとします。また、外国為替相場については<u>住友信託銀行</u>の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>
<p>第 17 条 お客さまからの相殺</p> <p>1 お客さまは、本契約による債務と期限の到来しているお客さまの<u>三井住友信託銀行</u>に対する預金その他債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは<u>三井住友信託銀行</u>の定めるところによるものとします。</p> <p>2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達日の</p>	<p>第 17 条 お客さまからの相殺</p> <p>1 お客さまは、本契約による債務と期限の到来しているお客さまの<u>住友信託銀行</u>に対する預金その他債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは<u>住友信託銀行</u>の定めるところによるものとします。</p> <p>2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達日の</p>

<p>前日までとし、預金の金利については<u>三井住友信託銀行</u>の定めによるものとします。また、外国為替相場については<u>三井住友信託銀行</u>の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>	<p>前日までとし、預金の金利については<u>住友信託銀行</u>の定めによるものとします。また、外国為替相場については<u>住友信託銀行</u>の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>
<p>第 18 条 充当の指定</p> <p>1 <u>三井住友信託銀行</u>から相殺をする場合に、本契約による債務の他に<u>三井住友信託銀行</u>との取引上の他の債務があるときは、<u>三井住友信託銀行</u>は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。</p> <p>2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に<u>三井住友信託銀行</u>との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、<u>三井住友信託銀行</u>が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当に対して異議を述べないものとします。</p> <p>3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは<u>三井住友信託銀行</u>は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、<u>三井住友信託銀行</u>の指定する順序方法により相殺することができるものとします。</p> <p>4. <u>三井住友信託銀行</u>が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものとして、<u>三井住友信託銀行</u>は相殺することができるものとします。</p>	<p>第 18 条 充当の指定</p> <p>1 <u>住友信託銀行</u>から相殺をする場合に、本契約による債務の他に<u>住友信託銀行</u>との取引上の他の債務があるときは、<u>住友信託銀行</u>は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。</p> <p>2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に<u>住友信託銀行</u>との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、<u>住友信託銀行</u>が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当に対して異議を述べないものとします。</p> <p>3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは<u>住友信託銀行</u>は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、<u>住友信託銀行</u>の指定する順序方法により相殺することができるものとします。</p> <p>4. <u>住友信託銀行</u>が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものとして、<u>住友信託銀行</u>は相殺することができるものとします。</p>
<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1 お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が<u>三井住友信託銀行</u>が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規</p>	<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1 お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が<u>住友信託銀行</u>が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則</p>

<p>則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 本条 2 項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(三井住友信託銀行および住信 SBI ネット銀行ではできません)</p>	<p>等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 本条 2 項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(住友信託銀行および住信 SBI ネット銀行ではできません)</p>
---	--